

令和 3 年度

内部統制評価報告書
審査意見書

唐津市監査委員

内部統制評価報告書審査意見書

1 準拠基準

唐津市監査基準

2 審査の種類

地方自治法第150条第5項の規定に基づく内部統制評価報告書審査

3 審査の対象

令和3年度内部統制評価報告書

4 審査の期間

令和4年8月25日から9月20日まで

5 審査の着眼点

市長が作成した内部統制評価報告書について、市長による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかといった観点から審査を行った。

6 審査の実施内容

令和3年度内部統制評価報告書並びに附属資料及びリスク評価シートについて、市長及び内部統制評価部局から報告を受け、「唐津市監査基準」に準拠し、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省）の「V 監査委員による内部統制評価報告書の審査」に基づき、必要に応じて関係部局に説明を求め、審査を行った。また、その他の監査等において得られた知見も踏まえて審査を行い、意見を付した。

7 審査の結果

令和3年度内部統制評価報告書について、前記のとおり審査した限りにおいて、次に掲げるとおり評価手続の一部に不適切な事項があり、評価手続に係る記載は一部相当ではないが、当該事項を除いた範囲においては、評価結果に係る記載は相当であると考えられる。

なお、本年度は、内部統制評価の初年度であり、整備状況、運用状況のどちらも有効に整備又は運用されていないとの評価結果であるが、今後の内部統制の取組みには、毎年度少しずつ向上させていくための継続的なPDCAサイクルが重要である。そのためにも、不備の原因であるリスクの再発防止に適切に対応するとともに、内部統制の事務処理マニュアルの見直しも図られ、制度の継続的な運用による財務に関する事務の適正な執行の確保に努められたい。

【指摘事項】

- (1) リスク評価シートにおいて財産の管理に関するリスクを掲載している部署が少ない。公有財産の不適切な管理については定期監査及び決算審査においてたびたび指摘しており、公有財産台帳の未整備も含め、リスクとして識別すべきである。
- (2) 運用上の重大な不備及びその他の不備があると報告されたリスクにおいて、その内容から運用上だけでなく整備上の不備があると思われるものについても、リスク評価シートで整備状況に不備なしと評価されている。最終的な評価で運用上の不備として整理することに問題はないが、リスク発生の原因を分析すれば整備上の不備もあるリスクと識別すべきである。

8 備考

今年度の報告書では、整備上の重大な不備が1件、運用上の重大な不備が24件、運用上のその他の不備が12件の計37件が報告されている。

整備上の重大な不備については、評価基準日である令和4年3月31日において有効に整備されていないが、令和4年4月1日に不備の見直しが行われ是正されている。

運用上の重大な不備に関しては、次の2点を特記しておく。

- (1) 債権管理における不適切事務及び財産管理における不適切事務については、再発防止策として、債権者管理台帳又は所管の財産に係る管理台帳を作成整備するとされているが、その担当部署に確認したところ、いまだ作成途中の部署もあり、内部統制所管部局による適宜の再発防止策実施の確認が必要と思われる。
- (2) 運用上の重大な不備 24 件のうち 13 件が支払遅延に分類されているが、そのうち 5 件が歳入歳出外現金に係る事案である。歳入歳出外現金については、過去の定期監査において「これらの預り金の取扱いに係る基準等が示されておらず、そのため各課それぞれの方法で管理しているが、このような管理方法では、過年度の簿冊の廃棄又は職員の異動等によって保証金の預かり状況が曖昧となり、結果として返還しない場合があることも十分に想定できる」と指摘し、一元的に適切な管理ができるよう求めていたものである。監査指摘事項が措置されていない結果については、甚だ遺憾である。